

浜松市龍山入浴施設に係る使用料事務取扱、審査基準及び処分基準

(目的)

第1条 この要綱は、浜松市龍山入浴施設条例(平成17年浜松市条例第189号。以下「条例」という。)第6条第2項ただし書、第7条及び第8条ただし書の規定による使用料の取扱について必要な事項を定め、条例に基づく申請に対する処分を行うに当たっての審査基準及び処分基準を定めることにより、処分の公正の確保と透明性の向上を図り、もって条例の適正かつ円滑な執行を行うことを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱における用語の意義は、条例及び浜松市龍山入浴施設条例施行規則(平成17年浜松市規則第206号。)に定めるところによる。

(使用料の後納に係る審査基準)

第3条 条例第6条第2項ただし書きに規定する「市長が特別の理由があると認めるとき」とは、団体利用者による利用の場合をいう。

(使用料の後納の申し出)

第4条 前条の規定による団体利用者の代表者は、利用日より20日前までに浜松市龍山入浴施設(以下「龍山入浴施設」という。)に使用料の後納の旨を申し出するものとする。

(使用料の後納の手続)

第5条 第3条に規定する団体利用者の代表者は、龍山入浴施設使用料後納申請書(別記第1号様式)を提出するものとする。

(使用料の後納に係る標準処理期間)

第6条 条例第6条第2項ただし書きに規定する使用料の後納は、第4条の申し出があった日から7日以内に処理するものとする。

(使用料の後納に係る支払期限)

第7条 団体利用者の代表者は、利用日から30日以内に市長が指定する口座に使用料を振り込むものとする。

(使用料の減免に係る審査基準)

第8条 条例第7条に規定する「その他特別の理由があると認める場合」とは、災害により住家の入浴施設が被害を受け利用できない場合をいう。

(使用料の減免の額)

第9条 条例第7条に規定する使用料の減免の割合は5割とする。

(使用料の減免の手続)

第10条 第8条に規定する事由により使用料の減免を受けようとする者は、龍山入浴施設使用料減免申請書(別記第2号様式)を提出しなければならない。

(使用料の減免に係る標準処理期間)

第11条 条例第7条に規定する使用料の減免は、即日処理するものとする。

(使用料の還付に係る審査基準)

第12条 規則第4条第1項に規定する「市長が利用者の責めに帰することができないと認める理由」とは、天災、事故、機械設備の故障、その他の不可抗力により龍山入浴施設の利用ができなくなった場合をいう。

(使用料の還付の額)

第13条 条例第8条ただし書に規定する使用料の還付の額は全額とする。

(利用料金の還付の手続)

第14条 第12条に規定する事由により使用料の還付を受けようとする者は、龍山入浴施設使用料還付申請書(別記第3号様式)を提出するものとする。

(使用料の還付に係る標準処理期間)

第15条 条例第8条ただし書に規定する利用料金の還付は、前条に規定する申請書の提出の日から30日以内に処理するものとする。

附 則

この要綱は、平成 19 年 1 月 1 日から施行する。

第1号様式

年 月 日

(あて先) 浜松市長

住 所

団 体 名

代表者氏名

電 話

龍山入浴施設使用料後納申請書

次のとおり、龍山入浴施設使用料の後納を受けたいので申請します。
使用料は、利用日から30日以内に指定口座へ振り込みます。

利用月日	平成 年 月 日 ()						
利用人員	市 内		市 外		金 額	大人	円
	大人	小人	大人	小人		小人	円
	人	人	人	人		合計	円

第2号様式

年 月 日

(あて先) 浜松市長

氏名

住所

電話

龍山入浴施設使用料減免申請書

次のとおり、龍山入浴施設使用料の減免を受けたいので申請します。

利用月日	年 月 日 ()
利用人員	大人 人 小人 人

第3号様式

年 月 日

(あて先) 浜松市長

氏 名

住 所

生年月日

電 話

龍山入浴施設使用料還付申請書

次のとおり、龍山入浴施設使用料の還付を受けたいので申請します。

還付金申請額	市	大人	200円×	人	市	大人	800円×	人
		=	円	=		円		
	内	小人	100円×	人	外	小人	400円×	人
		=	円	=		円		
合 計				円				

支払金口座振替依頼書

市に対する私の債権に係る支払は、次の口座に振り込んでください。

振込先金融機関名		預金種別及び口座番号	
銀行	本店	普通預金	第 号
金庫	支店		
農協	出張所	当座預金	